

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

## 弁論要旨

2015年(平成27年)3月19日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 弁護士 金 敏 寛

### 第1 はじめに

- 1 在日朝鮮人については、1952年のサンフランシスコ講和条約に伴う民事局通達によって、日本国籍を一方的に剥奪されて以降、「参政権」が保障されていないため、人権が侵害された場合の救済方法として、民主制の過程における救済は不可能であり、直接的には、裁判所による救済しか残されていません。

日本国民であれば、人権侵害の救済を求めるために、参政権を行使して民主制の過程における救済の可能性が残されているのに対して、在日朝鮮人については、「外国人」という理由で参政権がないために、人権救済の道が極めて制限されています。

- 2 被告国は、「朝鮮高級学校については、要件を満たせば、制度上、支給法2条1項1号の「高等学校」になり得るところであり、支給法2条1項5号ハによる指定を受けなければ就学支援金の支給対象校となり得ないというものではない」、「学校教育法1条に規定する高等学校に在学する生徒であれば、朝鮮籍の者であっても、国籍にかかわらず、ひとしく無償で教育を受け又は就学支援金を受給することができる」と主張しています。被告の主張は、いわば、「朝鮮学校を廃止して、「高

等学校」の認可を受ければよいではないか」、「朝鮮学校なんかに通わず、日本の高校に通えばよいではないか」、「そうすれば、就学支援金をあげますよ」というものです。

被告のこの主張は、在日朝鮮人の歴史や、日本政府による対朝鮮学校政策を無視した主張であるだけでなく、在日朝鮮人の法的地位やその特殊性を正しく理解していない主張であって、到底容認されるものではありません。

4 2014年11月現在の統計によれば、韓国・朝鮮籍の特別永住者だけでも約37万人に上りますが、これら多数の在日朝鮮人の存在は、日本の植民地政策に起因するものです。

原告らの学ぶ朝鮮学校は、日本の植民地支配によって奪われた言語・文化を取り戻す原状回復教育としての性質を有する民族教育学校です。民族教育を受ける学習権の保障を論ずる場合には、この特異な歴史的経緯に基づく民族教育の性質が正確に理解されることが不可欠です。

裁判所におかれては、被告の主張が本件原告らに対して妥当するものではないことを認識していただき、在日朝鮮人の歴史的経緯及びその特殊性を理解されたうえで、朝鮮学校に通う原告らが、なぜこのような裁判を起さなければならないのかという観点から、本件を審理していただきたいと考えています。

## 第2 在日朝鮮人社会の形成とその法的地位

### 1 在日朝鮮人社会の形成

1910年に朝鮮は日本の植民地となりました。日本は、「土地調査事業」という名目で、多くの朝鮮農民を離農に追い込み、昭和金融恐慌のあおりで慢性的不況が深刻化していた問題を克服するため、安価な朝鮮人労働力の移入を促進させていきました。その結果、在日朝鮮人の人口は増加し、1930年には、約30万人に達しました。

1930年代に日本は、アジア各国への侵略戦争を開始しました。戦争に若者が相次いで徴兵された結果、日本国内の労働力不足が深刻化し、日本はこれに対応す

るために、朝鮮人を労働力として日本に移入させることとし、朝鮮人の集団的強制連行を開始しました。

1941年に太平洋戦争が始ると、朝鮮人労働者が脅迫等により強引な方法で連行されることすらあり、国民徴用令による動員が朝鮮人にも全面的に適用されるようになったため、多くの朝鮮人が強制的に日本に連行されました。その結果、在日朝鮮人の人口は、1944年に193万人に達しました。

以上のとおり、日本による植民地政策の変遷とともに、在日朝鮮人の数は増加していきました。

日本が敗戦を迎えると、約210万人にも及んでいた在日朝鮮人らは、祖国朝鮮への引き揚げを急ぎました。1945年8月15日から1946年3月までに、約130万人もの在日朝鮮人が帰国しました。

しかし、朝鮮本国での生活基盤を破壊し、あるいは強制的に日本に連行してきたことに対する日本政府の補償等は一切なかったため、祖国での生活基盤を失っていた在日朝鮮人の中には、帰国を見合わせざるを得ない者もいました。そのため、1946年12月に集団帰国が終了した後も、なお多数の朝鮮人が日本に残留することになりました。そして、在日朝鮮人らは、米ソによる朝鮮半島進駐とアメリカ主導の単独選挙による韓国の樹立、朝鮮戦争の勃発などの情勢の悪化により、帰国を遅らせるうち、現在の永住に至りました。

## 2 在日朝鮮人の特殊な法的地位

日本政府は、朝鮮を植民地とした後、朝鮮人は日本国籍を有する者として扱っていましたが、1952年4月19日、サンフランシスコ講和条約の発効に伴う措置として、民事局長通達により国籍喪失対象者としました。そして、一律かつ一方的に日本国籍を奪うだけでなく、「外国人」として日本国民に保障される基本的人権の対象外としました。

当時の国際慣習では、旧植民地が独立するに際し、国籍選択権を与えるのが通常であったことからすれば、日本政府の対応は、ドイツ、フランスなどの他国と比べ

ても在日朝鮮人の意思と権利保障を無視したものでありました。

1947年の外国人登録令制定当時、在日朝鮮人の外国人登録上の国籍等欄の記載としては、一律「朝鮮」と記載されていました。

1948年8月に韓国が樹立すると、日本政府は、韓国政府からの要請を受けて、外国人登録上の国籍欄に「韓国」という用語を使用するようになりました。「韓国」という表記を認めるようになった当初、日本政府は、外国人登録の国籍欄の記載は用語の問題であり、国籍や国家の承認とは無関係であることから、外国人登録上の国籍欄の記載が「韓国」であるか「朝鮮」であるかによって、法律上の取扱いに差異は生じさせないとの見解をとっていたのに、1965年に日韓基本条約を締結してからは、「韓国」表記の者と「朝鮮」表記の者とで、差別的取扱いを始めました。

特別永住者である在日朝鮮人が、他の一般外国人と同様に扱われるのではなく、できる限り日本国民と同じ扱いをすることが憲法の趣旨に合致するという帰結は、上述したような歴史的経緯に基づくものであります。

### 第3 植民地下における在日朝鮮人の教育を巡る状況

#### 1 植民地支配下における状況

1905年の乙巳（きのとみ）保護条約締結以降、日本政府は、天皇制教育移植のため、朝鮮人の自主的な民間教育を治安維持問題の対象とみなして弾圧を加えました。

1910年には、「一視同仁」の名の下に、朝鮮人の「日本帝国臣民化」が打ち出され、朝鮮人の日本人化が教育目標として明確に掲げられ、教育の中心が、日本語教授に置かれました。

日本のアジアへの侵略戦争の拡大に伴い、朝鮮語は随意科目とされただけでなく、学校では、朝鮮語を使うと体罰や罰金を科せられることが常態化しました。また、日本の戸主を中心とする家制度に組み込むため、日本式の氏を創り、日本式の名に改めさせる、いわゆる創氏改名が施行されたことも、朝鮮人の民族性の破壊を推し進めていきました。

日本における在日朝鮮人に対する教育については、同化政策が常にその基本にありました。国民徴用令に伴う朝鮮人強制連行の始まりと同時に、在日朝鮮人に対する内務省、警察当局による強権的な同化政策が展開されるようになり、教育政策に関しても、より一層徹底した皇民化教育が実施されるようになりました。1941年には、国民学校規定が改編、施行され、在日朝鮮人の子ども達に対する軍国青少年育成教育が本格化していきました。

日本による植民地時代の当初から、朝鮮人の民族教育に対しては弾圧が加えられ、日本政府は、徹底した日本帝国臣民化教育により、朝鮮人の民族意識と誇りを剥奪し、「日本人」に同化させた上で、侵略戦争の協力者として利用してきました。

## 2 植民地下在日朝鮮人の民族教育への弾圧

そのような中、在日朝鮮人は、全国各地に私塾を作り、朝鮮語や朝鮮歴史等を在子ども達に教える動きが見られましたが、特高警察による取締りを受けました。朝鮮語教育敵視政策によって、朝鮮語修得の機会さえも奪われ、日本政府は、在日朝鮮人から民族の言語を奪い取っていきました。

## 第4 戦後の在日朝鮮人の民族教育

### 1 国語講習所の広まり

1945年8月15日、日本が第二次世界大戦に敗れると、在日朝鮮人は、朝鮮語と朝鮮文化を取り戻す活動を開始しました。約60万人の在日朝鮮人は、日本全国各地で寺子屋方式の国語講習所を作り、帰国に備えた朝鮮語教育を始めました。

### 2 朝鮮人学校への発展

国語講習所は、1946年4月から学校体系へ編成を始めました。1947年6月には、学校運営に関する規定の整備も始まり、1947年8月には、日本人教師との提携強化等を目的として、「在日本朝鮮人教育者同盟」が結成されました。

### 3 GHQの朝鮮学校に関する指令と第一次朝鮮学校閉鎖令

GHQは、日本の学校制度機構の根本的変革を計画する中で、朝鮮学校についても、在日朝鮮人の特殊性を考慮せず、日本の法律の範囲内で扱おうとし、正規科目

として朝鮮語教授を禁じました。

日本政府は、GHQの指令を受け、「朝鮮人子弟であっても、学令に該当する者は、日本人同様、市町村立又は私立の小学校・中学校に就学させなければならない」として、日本学校への就学を義務付ける一方で、「学令児童又は学令生徒の教育については各種学校の設置は認められない」として、朝鮮学校を認可しない方針を打ち出し、朝鮮学校に対する借用校舎の明渡しと3月までの私立学校認可申請が要求されるだけでなく、認可申請の条件として、正規教科における日本語使用と日本の教科書使用が求められ、違反学校は閉鎖するとされました。

これに対し、在日朝鮮人は、民族教育の特殊性を認めること等の要請を行ったが、1948年3月から4月にかけて、複数地域の各知事は、相次いで朝鮮学校閉鎖命令を出しました。

この閉鎖命令に対して、在日朝鮮人の抗議運動が各地で繰り広げられ、1948年4月23日には大阪府で約3万人、翌24日には兵庫県で約1万人による抗議集会が開かれました。これを暴動ととらえたGHQは、抗議集会に参加した多数の在日朝鮮人を逮捕状によらずに検挙しました。また、大阪で開催された抗議集会では、警察官の発砲により、当時16歳であった金太一（キムテイル）少年が射殺されるという痛ましい事件も発生しました。

このような実力行使弾圧に対しても、在日朝鮮人らの抗議活動は止むことはなかったため、文部省はついに、朝鮮独自の教育を行うことを前提として、私立学校として認可を申請させることとし、これにより、在日朝鮮人らは、学校の体系化に注力できるようになりました。

#### 4 第二次朝鮮学校閉鎖令

日本政府は、1949年10月に「朝鮮人学校の処置方針」を閣議決定して、①朝連設置の学校は廃校扱いとし、②無認可朝鮮人学校は解散勧告の後、従わないものには認可申請をさせ、申請しないものは学校教育法に基づき閉鎖するとしました。また文部省は、朝鮮人学校が、各種学校として既に認可されている場合はその

認可を取り消し、新たな認可申請はすべて拒否すること、小学校における朝鮮語、朝鮮史の教授は課外に行うことなどとし、正規教育課程における民族教育の全面的禁止措置を講じました。

当該禁止措置により、朝鮮学校は、無認可の自主学校として、また、公立学校、公立学校分校、民族学級として一部存続しましたが、転校を余儀なくされた朝鮮人児童の扱いに関して、文部省は、「公立学校に収容した児童、生徒が、授業妨害その他の行動に出て、日本人児童、生徒の学習を妨げる場合には、体罰にならない限度で懲戒を行うべきである。また、他の児童、生徒の教育上悪影響を及ぼす場合は、出席停止を命ずることができる。」としました。

## 5 対日講和条約の発効と就学義務の廃止

1952年4月に対日講和条約が発効すると、文部省は、在日朝鮮人は、外国人になったとして、日本学校への就学義務はないと態度を一変させました。

「日本国籍」であることを理由に朝鮮学校を閉鎖し、日本の義務教育を強制しておきながら、今度は、義務教育は恩恵であるとししました。朝鮮人児童が義務教育の対象外とされたことに伴い、学校閉鎖令の結果公立学校とされた朝鮮学校も、無認可の外国人学校とされ、学校としての保護の範囲外に置かれました。

このような状況の中、朝鮮学校では、都道府県知事に認可権限のある各種学校の設置認可の獲得が課題とされるようになりました。もともと、日本政府の朝鮮学校不認可の基本姿勢は変わらず、学校教育法上の高等学校に当たらない朝鮮高校卒業者の大学受験資格を認めないとしていました。

日本の国庫からの補助は一切受けられなかったため、朝鮮学校の運営は困難を極めました。1957年から、朝鮮共和国による教育援助費と奨学金の支給が開始され、1965年には、東京都に朝鮮大学校が設立され、朝鮮高校の卒業生に対する高等教育が実施されるようになりました。

## 6 日韓条約の締結と新たな朝鮮学校抑圧政策

1965年6月22日に日韓条約が締結されると、朝鮮共和国の支援を受けてい

る朝鮮人学校を規制し、朝鮮人児童の日本学校への就学を促進させる基本方針が確定されることになりました。日韓条約に基づく法的地位協定は、協定永住という新たな在留資格について、韓国籍を有する者に限って与え、永住を許可された韓国国民に対する日本国における教育等について、公立の小中学校への入学を認められるよう必要な措置を執り、日本国の中学を卒業した場合には、日本国の上級学校への入学資格を認めるとして、在日朝鮮人の在留資格及び教育権について、南北朝鮮の分断を反映させた差別を持ち込みました。

また、1965年12月には、朝鮮人も日本人子弟と同様に扱うものとし、特別な取り扱いをすべきではないとして、公立学校での民族教育の権利を否定し、公立学校において分校や特別学級の設置を認めない、朝鮮人学校は、学校教育法第1条校として認可すべきでない、さらに、朝鮮人学校は、我が国の社会にとって各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、各種学校としても認可すべきでないとし、既存の朝鮮学校における民族教育にまで干渉・抑圧してきました。朝鮮人学校の合法的な廃校を目指すべく、1967年には、文部大臣による学校の閉鎖命令権限等を盛り込んだ「学校教育法一部改正案」が国会に上程されましたが、反対運動により廃案となりました。

## 7 朝鮮学校の各種学校認可

日本政府の抑圧政策が続けられた中でも、朝鮮学校は、徐々に定着していき、1975年までに各都道府県で各種学校の認可を取得しました。在日朝鮮人の日本への定住化が進むにつれて、教育内容も変化し、歴史等について、朝鮮だけでなく日本や世界に関する教育にもより多くの時間が割かれるようになり、理科や数学、日本語等は日本の学習指導要領にほぼ準じた内容となりました。

## 8 都道府県による朝鮮学校への補助と朝鮮学校の変化

朝鮮学校が、都道府県で各種学校の認可を取得するに伴い、各都道府県で補助金制度が始まり、市区町村も次第に補助金を支出するようになりました。

朝鮮学校においても、カリキュラムの改革のみならず、それまで排除されていた



日本社会に参入していくような変化が見られました。1992年に全国高等学校野球連盟、1993年に全国高等体育連盟、1994年には全国中等学校体育連盟への参加が認められ、同年には朝鮮学校生徒に対するJR通学定期券の学割が日本の生徒同様に認められるようになりました。

## 9 大学入学資格の弾力化

2003年9月19日、学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、朝鮮学校の卒業生個人に対する各大学の個別審査に委ねるという形で弾力化され、ほとんどの国公立大学で入学資格が認められるようになりました。

## 10 小括

以上のとおり、日本政府は、その時々々の政治外交政策に応じて、朝鮮学校と朝鮮共和国・朝鮮人民族団体との関係性を問題視し、朝鮮学校に関する問題をそこに通う子どもらの教育の問題としてではなく、「外交・政治」問題に転化させることにより、朝鮮学校での民族教育を抑圧してきました。

今回、朝鮮学校の高校無償化問題について、同様の歴史が繰り返されようとしています。

## 第5 さいごに

- 1 被告国が、在日朝鮮人や朝鮮学校の歴史的経緯を一切無視し、「朝鮮学校を廃止すれば就学支援金を支給する」、「朝鮮学校ではなく、日本の高校に通えば就学支援金を支給する」という主張は、戦前から戦後にわたる日本政府の姿勢を如実に表しています。
- 2 被告国が公然とこのような主張をするからこそ、民間レベルにおいて、朝鮮学校に対する嫌がらせや差別が当然のように行われている実態を無視してはなりません。登下校中の朝鮮学校女子生徒を狙ったチマチョゴリ切り裂き事件や、いわゆる在特会による、京都朝鮮初級学校襲撃事件が起きたのも、日本政府による対朝鮮学校政策の影響が少なくありません。
- 3 在特会による京都朝鮮学校襲撃裁判は、いずれにおいても原告である京都朝鮮学

園が勝訴しており、何よりも、大阪高裁が、朝鮮学校には「在日朝鮮人の民族教育を行う利益」があると認定し、最高裁もこれを支持して、被告である在特会の上告を棄却したところに、大きな意義があります。

大阪高裁や最高裁が、朝鮮学校における民族教育を行う利益を認定したのは、これまで述べたような、在日朝鮮人の特殊性や朝鮮学校の歴史的経緯を踏まえたからに他なりません。

本件裁判は、朝鮮学校だけが無償化制度から排除されたことに対する国家賠償請求訴訟ですが、被告国が在特会のごとき加害者となって、無償化制度から排除するといった嫌がらせをすることによって、朝鮮学校における民族教育を行う利益が損なわれているといった構図は、在特会による朝鮮学校襲撃裁判も、本件無償化裁判も何ら異なるところはないということを付言し、弁論とさせていただきます。

以上